

和光市立小中学校オーケストラ鑑賞会楽団委託
事業者公募要領

令和8年6月

和光市教育委員会

1 目的

和光市では、児童生徒に質の高い音楽体験を提供し、情操教育の充実を図るため、小中学校を対象としたオーケストラ鑑賞会を実施してきました。これまでの鑑賞会は、外部の専門楽団による演奏を活用することで、教育的価値の高い公演を効率的かつ安定的に実施してきました。

児童生徒に安全で質の高い音楽鑑賞機会を継続して提供するため、専門性と実績を有する楽団を選定する必要があります。そのため、内容・安全性・教育的効果等を審査し、適切な事業者を選考することを目的として、公募を行います。

2 事業内容及び実施校

(1) 委託名

和光市立小中学校オーケストラ鑑賞会楽団委託

(2) 業務内容

別添「和光市立小中学校オーケストラ鑑賞会楽団委託プロポーザル仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託場所

和光市民文化センター 大ホール （和光市広沢1番5号）

(4) 委託期間

令和8年11月19日

(5) 委託料の見積限度額（年額）

2,000,000円（税抜き）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

※当該業務契約に係る市の歳出予算について減額又は削減があった場合、契約の変更又は解除することができるものとする。

3 参加資格・条件

- (1) 学校向け音楽鑑賞会の実施実績が3年以上あること。また、和光市立小中学校で実施する規模と同等以上の公演実績を有すること。
- (2) 本市教育委員会が示す「仕様書」に基づく公演内容を、確実かつ安全に遂行できる安定的・健全な経営基盤を有すること。
- (3) 契約時点で、和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でな

くなつた日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (7) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年要綱第23号)別表に規定する者でないこと。
- (8) 法人に関する国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 音楽鑑賞会の実施に必要な体制が確立されていること。(例:出演者の教育・管理体制、安全管理体制、緊急時対応、機材トラブル対応、主要スタッフ欠員時のバックアップ体制など)。
- (10) 契約時に、市が認める学校向け音楽鑑賞会の実績を有する保証人を確保できること。

4 業務委託実施までのスケジュール(予定)

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)までの間の市役所開庁日
午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 和光市役所4階 和光市教育委員会学校教育課
和光市ホームページからのダウンロードも可能

(2) 質問の受付等

ア 受付 電子メールにより提出

イ 受付期間 令和8年6月1日(月)～6月12日(金)

(3) 質問書回答

令和8年6月19日(金)質問した事業者へ電子メールにより回答、和光市ホームページにも公開

(4) 公募申請書の締切り

令和8年6月30日(火)午後5時まで

(5) 資格審査

令和8年7月3日(金)予定

(6) 第1次選考(書類審査)

令和8年7月10日(金)予定

(7) 第2次選考(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和8年7月17日(金)予定

(8) 優先事業者の決定・協議

令和8年7月31日(金)予定

(9) 業務委託開始

令和8年11月19日(木)

5 提出書類

提案書等の提出書類は、次のとおりとし、様式に定めのないものは、A4判で任意の書式とします。

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピー可能

※提出書類は各書類に見出しを付して、A4フラットファイルで提出

No.	書類名	提出部数	概要
1	公募申請書	1部	様式1
2	法人の概要	18部	定款等会社の沿革、組織概要がわかる資料とする。 (企業PR用パンフレット等の添付可)
3	法人の決算書	18部	申請日の属する年度の前2事業年度分
4	法人の登記簿謄本	1部	提出日前3ヶ月以内に発行されたもの
5	定款	1部	最新のもの
6	国税・地方税の納税証明書	1部	直近2か年において、国税および地方税に滞納がないことを証明する書類
7	本業務に対する理念	18部	児童生徒の音楽教育に対する考え方
8	企画提案書	18部	鑑賞会の目的、プログラム構成、教育的配慮、演出方針、進行案などを記載
9	出演者（ソリスト・指揮者・楽団員）のプロフィール	18部	経歴、専門分野、学校公演の経験、受賞歴など
10	出演者・スタッフの配置計画書	18部	役割分担、人数、バックアップ体制、技術スタッフの配置など
11	運営体制図	18部	事業責任者、現場責任者、音響・照明担当、安全管理担当などの組織図
12	過去の実績一覧	18部	実施年度、学校名、規模、編成、評価コメントなど
13	見積書	18部	演奏者費、技術費、運営費、交通費、機材費などの内訳を明示

6 選考評価の基本方針（審査項目等）

(1) 団体の基本的事項等について

- ア 会社・団体概要
- イ 運営体制
- ウ 経営理念

(2) 実績信頼性について

- ア 公演実績
- イ 信頼性

(3) 企画内容について

- ア プログラム構成
- イ 教育的工夫
- ウ 参加型要素
- エ 教育的工夫

(4) 演奏体制出演者について

- ア 演奏者の質
- イ 指揮者・ソリスト

(5) 価格提案姿勢について

- ア 費用の妥当性
- イ 本事業への積極性、独自提案

7 選考・契約方法等について

(1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、別に定める「和光市立小中学校オーケストラ鑑賞会楽団委託事業者選考委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定する。

ア 第一次選定

選定委員会は、選定基準に基づき、提出された申請書類の内容を審査し、得点の高い上位3者程度を第一次選定通過者として選定する。

なお、申請が3者未満の場合でも同様に、選定委員会による申請書類の内容審査を行い、得点の高い数者を第一次選定通過者として選定する。

イ 第二次選定

選定委員会は、第二次選定として第一次選定通過者によるプレゼンテーション審査を実施し、最も得点の高い者を事業候補者とする。第二次選定の実施日時、会場などの詳細は、各選定通過者に別途通知する。

ウ 優先交渉権者

選考委員会の審査結果に基づき教育長が優先交渉権者を決定する。

(2) 審査結果

第1次審査及び第2次審査における選考結果は、該当事業者全員に通知する。

また、第2次審査における選考結果は、市のホームページで公表する。

(3) 仕様書の確定及び契約締結等

ア 仕様書等の確定の協議

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、仕様書の内容を確定する。

イ 契約締結予定者の決定及び契約手続き

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、契約を締結するものとする。

(4) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行う。

ア 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

イ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

ウ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合がある。

また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできない。

8 留意事項

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁ずる。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めない。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出する書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、事業者選考の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しない。

(6) 著作権

ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属する。

ただし、市は、事業者選考実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

9 書類提出先・問い合わせ

和光市広沢1番5号

和光市教育委員会学校教育課（市役所4階）

電話 048-464-1111 内線 2411

FAX 048-464-7901

電子メール h0200@city.wako.lg.jp